令和5年度

下野市子防接種

予防接種法の年齢の考え方

- ・「生後○歳に至るまで」「生後○歳未満」とは、誕生日の前日までです。
- ・「生後〇か月に至るまで」とは、当該月の同日の前日までです。例えば、「生後3月に至るまで」であれば、4月1日生まれの方の場合、3か月後の同日(7月1日)の前日(6月30日)となります。

	ワクチンの種類	対象	者	最初の接種時期		標準的な接種スケジュール(回数)	
	ヒブ (インフルエンザ菌b型)	生後2月から 生後60月(5歳)に至るまで ※最初の接種時期で回数が 変わります。(右記参照)		生後2月から 生後7月に至るまで	初回(3回)	生後12月に至るまでの間に、27日以上の間隔をあけて3回接種。 ※生後12月を超えた場合、初回の残りの接種は行わない。追加接種は可能。	
				生後/月に至るまで	追加(1回)	初回接種終了後、7月以上の間隔をあけて1回接種。	
				生後7月に至った日の翌日から 生後12月に至るまで 生後12月に至った日の翌日から	初回(2回)	生後12月に至るまでの間に、27日以上の間隔をあけて2回接種。 ※生後12月を超えた場合、初回の残りの接種は行わない。追加接種は可能。	
					追加(1回)	初回接種終了後、7月以上の間隔をあけて1回接種。	
				生後60月に至るまで	1 🗇	生後60月に至るまでに1回接種。	
	小児用肺炎球菌	生後2月から 生後60月(5歳)に至るまで ※最初の接種時期で回数が 変わります。(右記参照)		生後2月から 生後7月に至るまで	初回(3回)	生後12月に至るまでの間に、27日以上の間隔をあけて3回接種。 ※2回目の接種が生後12月を超えた場合は、3回目の接種は行わない。 2回目・3回目の接種が生後24月を超えた場合は行わない。 追加接種は可能。	
					追加(1回)	初回接種終了後、60日以上の間隔をあけて、生後12月に至った日以降に1回接種。	
				生後7月に至った日の翌日から 生後12月に至るまで	初回(2回)	生後12月に至るまでの間に、27日以上の間隔をあけて2回接種。 ※2回目の接種が生後24月を超えた場合は行わない。	
					追加(1回)	追加接種は可能。 初回接種終了後、60日以上の間隔をあけて、生後12月に至った日以降に1回接種。	
				生後12月に至った日の翌日から	2回	生後60月に至るまでに60日以上の間隔をあけて2回接種。	
				生後24月に至るまで 生後24月に至った日の翌日			
				生後60月に至るまで	10	生後60月に至るまでに1回接種。	
こども	B型肝炎	生後1歳に至るまで			3回	生後2月から生後9月に至るまでの間に3回接種。 ※初回接種から27日以上の間隔をあけて2回目を接種。 ※初回接種から139日以上の間隔をあけて3回目を接種。	
		生後2月から 生後90月(7歳6ヶ月)に至るまで			1期初回 (3回)	生後2月から生後12月に至るまでの間に、20日以上の間隔をあけて3回接種。	
	(百日せき・ジフテリア・ 破傷風・ポリオ)				1期追加	1期初回(3回)接種終了後、12月から18月までの間隔をあけて1回接種。	
	BCG (結核)				(1回)	※最短6月以上の間隔で接種可能。 生後5月から生後8月に至るまでの間に1回接種。	
			404FI-T	57 + 7	1期(1回)	生後12月から生後24月に至るまでの間に1回接種。	
	MR (麻しん・風しん)	1期:生後12月から生後24月に至るまで 2期:年長児			2期(1回)	年長児(小学校または義務教育学校に入学する前年度の4月1日~3月31日までの間)に1回接種	
定					初回(1回)	生後12月から生後15月に至るまでの間に1回接種。	
。 期	水痘 (水ぼうそう)	生後12月から生後36月に至るまで			追加(1回)	初回接種後、6月から12月までの間隔をあけて1回接種。	
√1					1期初回(2回)	※最短3月以上の間隔で接種可能。 3歳に達した時から4歳に達するまでの間に、6日以上の間隔をあけて2回接種。	
		1期:生後6月から生後90月に至るまで			1期追加	1期初回接種終了後おおむね1年の間隔をあけて1回接種。	
	日本脳炎	2期:9歳以上13歳未満			(1回) 2期	※最短6月以上の間隔で接種可能。 9歳児に1回接種。	
		特例措置 ●平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満までに不足分を接種可能。					
	二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満			11歳に達し	た時から12歳に達するまでの期間。	
	HPV (子宮頸がん)	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する 年度の末日までの間にある女子 ※ワクチンにより接種間隔が異なります			サーバリックス (2価)	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間。 ※初回接種から1月の間隔をおいて2回目、初回接種から6月の間隔をおいて3回目を接種。 1年間の間に接種を終えることが望ましい。	
					ガーダシル (4価)	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間。 ※初回接種から2月の間隔をおいて2回目、初回接種から6月の間隔をおいて3回目を接種。 1年間の間に接種を終えることが望ましい。	
					シルガード9 (9価)	15歳になるまでに シルガード9を 1回接種した方 1回接種した方 15歳になるまでに 初回接種から6月の間隔をおいて2回目を接種する。1年間の間に 接種を終えることが望ましい。	
						15歳になってから シルガード9を 初回接種から2月の間隔をおいて2回目を接種し、初回接種から6月の 間隔をおいて3回目を接種する。1年間の間に接種を終えることが望ました	
		キャッチアップ接種 ●平成9年4月2日〜平成18年4月1日生まれの女子は、令和4年4月1日〜令和7年3月31日の期間接種可能となります。 ※平成18年4月2日〜平成20年4月1日の女子は令和7年3月31日まで接種可能期間が延長となります。					
	口夕	ロタリックフ		・生後24週までの間	2回	生後6週〜生後24週の間に4週以上の間隔をおいて2回接種。 ※1回目は生後14週6日までに接種してください。	
		ロタテック (5価)	生後6週~		3回	生後6週〜生後32週の間に4週以上の間隔において3回接種。 ※1回目は生後14週6日までに接種してください。	
こども(任意)	おたふくかぜ	おたふくかぜにかかっ	たてとが	生後12月から生後24月に至るまで	10	対象期間内に1回接種。※自己負担あり(市から一部助成) 任意予防接種の健康被害	
		なく、おたふくかぜの予防接種 を受けたことがない方 生後6月~小学校6年生または義 ※毎年、10月1日~翌年2月末日		年長児	10	対象期間内(小学校または義務教育学校に入学する前年度の 4月1日~3月31日までの間)に1回接種。 ※自己負担あり(市から一部助成) が発生した場合、定期接続 救済制度(予防接種法に続 づく制度)と異なります。	
	小児インフルエンザ				2回	10月1日〜翌年2月末日までの間に、2〜4週間以上の間隔 をおいて2回接種。※自己負担あり(市から一部助成) ※医薬品副作用救済制度の対象になります。	
おとな(全	MR (麻しん・風しん)	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性 ※抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明 した方は除きます			1回に限り	※令和7年3月31日までの時限措置となります。	
	高齢者インフルエンザ	接種時 65 歳以上(年 1 回) ※毎年、10 月 1 日〜翌年 2 月末まで			65歳以上	の方に年1回接種 ※自己負担あり(市から一部助成)	
定期	高齢者肺炎球菌	令和5年度内に下記の年齢になる方 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方			1回に限り	※自己負担あり(市から一部助成) ※過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種された方は定期接種の対象外となります。	
任意	お と MRと風しん	19 歳以上で次のいずれ ①妊娠希望の 49 歳以 ②風しんの抗体検査値が	下の女性が	及びその夫、又は妊婦の夫	1回に限り	任意予防接種の健康被害が発生した場合、 ※自己負担あり(市から一部助成) と異なります。 ※医薬品副作用救済制度の対象になります。	